

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年4月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700403号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年3月1日から同年7月1日まで

私は、請求期間について、A社における厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい旨の訂正請求をこれまで2回行ったが、いずれも記録の訂正は認められなかった。

しかし、所持する雇用契約書により、請求期間にA社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたことは間違いなく、新たに提出できる資料はないが、前回の審議結果に納得できないので、再度審議の上、厚生年金保険の資格取得年月日を平成5年3月1日に訂正し、当該期間を厚生年金保険の給付に反映する記録としてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、①請求者の所持するA社との雇用契約書における雇用期間は平成5年3月1日から平成6年2月28日までとされているものの、請求者の同社に係る雇用保険の加入記録によると、資格取得年月日は平成5年7月1日であること、②複数の同僚のうち、雇用保険の加入記録が確認できた者に係る雇用保険の資格取得年月日は、厚生年金保険の資格取得年月日と全て一致していることが確認できること、③請求者は当該期間における給与明細書を所持しておらず、厚生年金保険料の給与からの控除について確認できないこと、④請求期間当時のA社の事業主は、同社は平成6年に倒産したため資料は一切残っておらず、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明である旨回答していることなどから、既に平成27年11月24日付け及び平成29年6月15日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、「新たに提出できる資料はないが、所持する雇用契約書により請求期間にA社に勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたのは間違いはない。」と強く主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回新たに複数の同僚に照会を行ったが、請求者に係るA社における請求期

間の厚生年金保険料の控除を裏付ける事実は確認できず、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。